

議会用語の解説

本会議場でよく使われる議会用語を中心に、わかりやすく解説しております。

あ行	
委員会付託 (いじんかいふたく)	本会議での審議を効率的に行うために、議決に先立ち、所管の委員会に議案等の審査や調査を委ねることです。
委員長報告 (いじんちやうほうこく)	委員会に付託された議案などの審査の経過と結果を、本会議において委員長が口頭で報告すること。
一般質問 (いっばんしつもん)	議員が町政全般に対する疑問や将来の方針などについて質問することで、定例会のみ行われます。
一般質問通告書 (いっばんしつもんつうこくしょ)	議員が各定例会において、町政全般に関して質問することができます。質問内容は、事前に議長へ告知することとなっています。
意見書 (いけんしょ)	町の公益に関する事について、国や県などの関係機関に対し、議会の意思をまとめて提出する文書です。
延会 (えんかい)	議事日程の全部が終わらないために、日程を他の日に延ばして、その日の会議を閉じることです。
か行	
開会 (かいかい)	議会を開いて、法的に議会が活動できる状態にすることです。
会期 (かいき)	議会が会議を行う期間（開会日から閉会日まで）のことです。会期は議会運営委員会で審議し、本会議開会后に議決により決定します。
会議規則 (かいぎきそく)	議会における運営上の手続きや内部規律等を議会の議決によって定めたものです。
会議録 (かいぎろく)	本会議の内容をそのまま記録した公文書です。町議会ホームページで会議終了後、約3ヶ月で閲覧できます。
会議録署名議員 (かいぎろくしょめいぎいん)	本会議の内容を記録した会議録に、議長とともに署名する議員のことで、本会議で議長が2名の議員を指名します。
可決 (かけつ)	本会議や委員会において、議題となっている議案の内容を適当と認めて決定することです。
仮議席 (かりぎせき)	議員改選後の初議会において、議長が選挙されるまでの間、臨時議長が定める席のこと。議員の議席は、議長選挙後ただちに議長によって定められます。
仮議長 (かりぎちやう)	議長・副議長ともに事故がある場合に、議長の職務を代行する議員のことです。
議案 (ぎあん)	議会の議決を必要とする、町長や議員が議長に提出する案件のことです。条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、人事案件などがあります。
議決 (ぎけつ)	議題となっている案件に対し、議員の表決により議会の意思を決定すること。
議席 (ぎせき)	議員が議場で会議を行う時に座る席のことで、議員番号と氏名が記載されています。一般選挙後の最初の本会議で、議長によって定められます。
議事日程 (ぎじについでい)	その日の会議の予定表のことです。会議の日時、会議に付する事件及びその順番が記載されています。

議場（ぎじょう）	本会議の開かれる会議場のこと。一宮町議会の議場は、役場4階にあります。
休会（きゅうかい）	会期中に議案調査や事務整理のため議会が開かれなことで、休日も休会となります。
継続審査 （けいぞくしんさ）	会議に提出された議案などについて、会期中に審議を終えることが困難な場合に本会議の議決により、委員会へ付託して閉会中に引き続き審査を行うことです。
さ行	
採決（さいけつ）	議会に提出された議案などについて、議長が議員に賛成か反対かの意思表示を求めることです。
採択（さいたく）	請願について、審議し賛同することです。
散会（さんかい）	その日の議事日程に記載された案件をすべて終了し、その日の会議を閉じることです。
質疑（しつぎ）	議会に提出された議案などについて、疑義を尋ねるための発言のことです。
人事案件 （じんじあんけん）	町長が、選任または任命するにあたって議会の同意を得るために提出された議案のことです。
紹介議員 （しょうかいぎいん）	住民等が提出する請願に賛同する者で、請願書に署名をした議員のことです。請願を議会に提出するためには最低でも1人以上の紹介議員が必要です。
招集（しょうしゅう）	議会を開くために、議員に日時、場所を指定して集合を求めるものです。本会議は町長が招集しますが、委員会は委員長が招集します。
審議（しんぎ）	本会議で議案などの案件について説明を聞き、質疑、討論、表決するといった一連の過程のことです。
専決処分 （せんけつしよぶん）	議会を招集する時間がなく緊急を要する場合など、町長が議会に代わって意思決定することです。専決処分をしたときは、次の議会に報告をして承認を求めます。
た行	
通告（つうこく）	議員が本会議で発言する場合に、その趣旨などをあらかじめ議長に知らせることです。一般質問を行う場合は通告書を議長に提出します。
定足数（ていそくすう）	有効に会議を開く時に最低限必要な人数のことです。地方自治法の規定により議員定数（14名）の過半数（7名以上）の出席が必要です。
動議（どうぎ）	主に本会議や委員会の進行や手続き、議案の修正に関して議員が提案することです。議決を必要とします。
討論（とうろん）	議決の前に議題となっている案件に対し、議員が賛成か反対かの意見を表明することです。
特別委員会 （とくべついいんかい）	議会の議決により特別に設置される委員会で、委員会設置の目的が完了したときは消滅します。

は行	
発議 (はつぎ)	議会において、議員が議案を提出することです。
否決 (ひけつ)	本会議や委員会において、議題となっている議案の内容を不相当と認めて決定することです。
不採択 (ふさいたく)	請願について、審議し賛同しないことです。
付託 (ふたく)	議会に提出された議案などを詳しく審査するため、担当の委員会に審査を委託することです。審査結果は、本会議で議長に報告し、その結果を受けて採決を行います。
閉会 (へいかい)	議会や委員会を終了することです。
本会議 (ほんかいぎ)	定例会や臨時会において、全議員で構成する会議のことをいい、議案などを審議し最終的な意思決定をする重要な会議です。
ら行	
臨時会 (りんじかい)	年4回の定例会（3月・6月・9月・12月）以外に、臨時的に議会を開く必要がある場合に招集します。
臨時議長 (りんじぎちょう)	議員改選後の初議会において、議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務を行う議員のことです。出席議員の中で年長の議員が就任します。。